

議第103号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額
について

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第123条第2項の規定により設立団体が協議して定める同法第19条の2第4項に規定する額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる同法第19条の2第1項に規定する役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

提 案 理 由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるため、同法第123条第3項の規定により提案するものである。

議第104号

県道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
余目停車場線	余目停車場	余目町大字余目	

提 案 理 由

県道の路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案するものである。